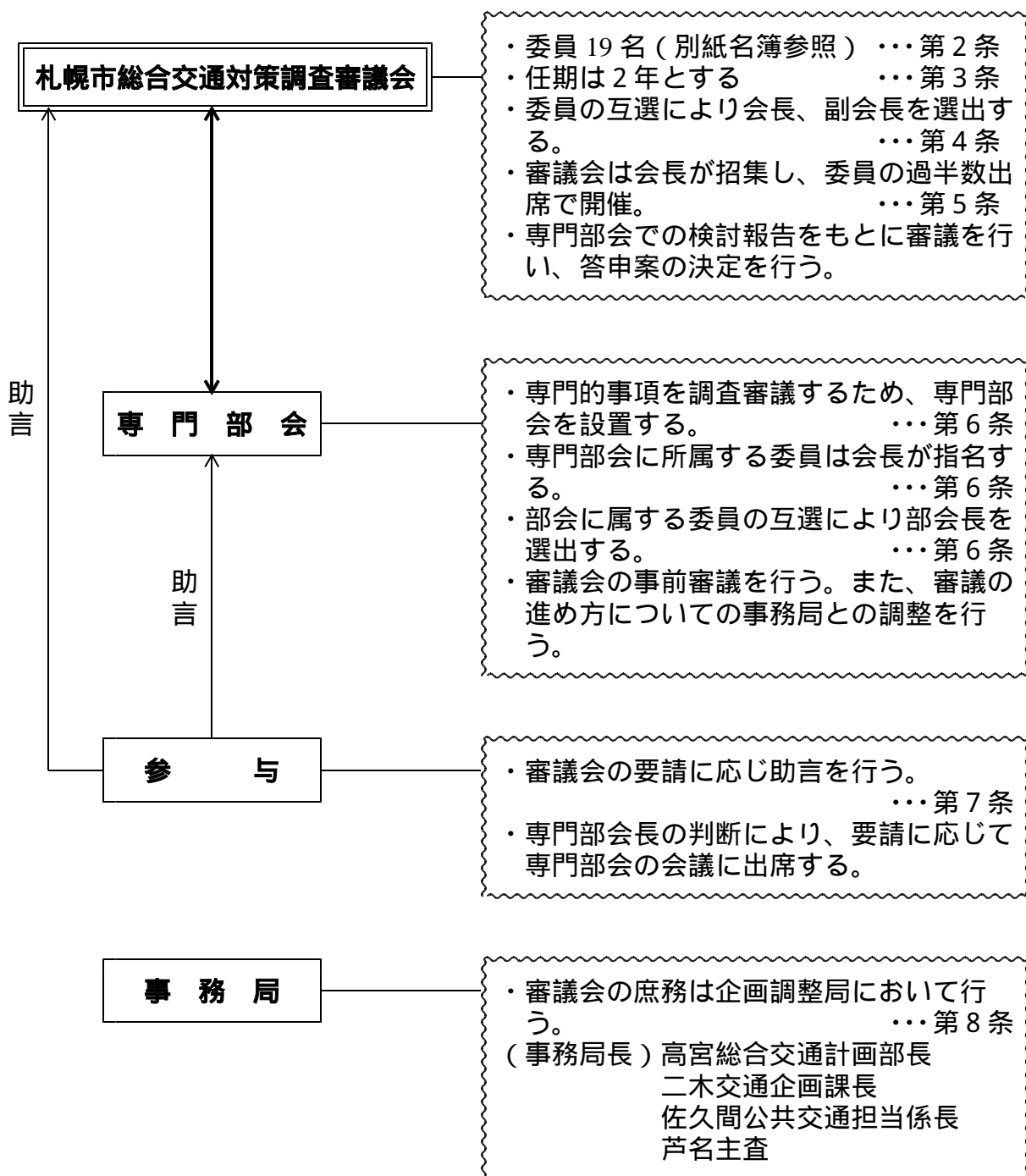


審議の進め方について（案）

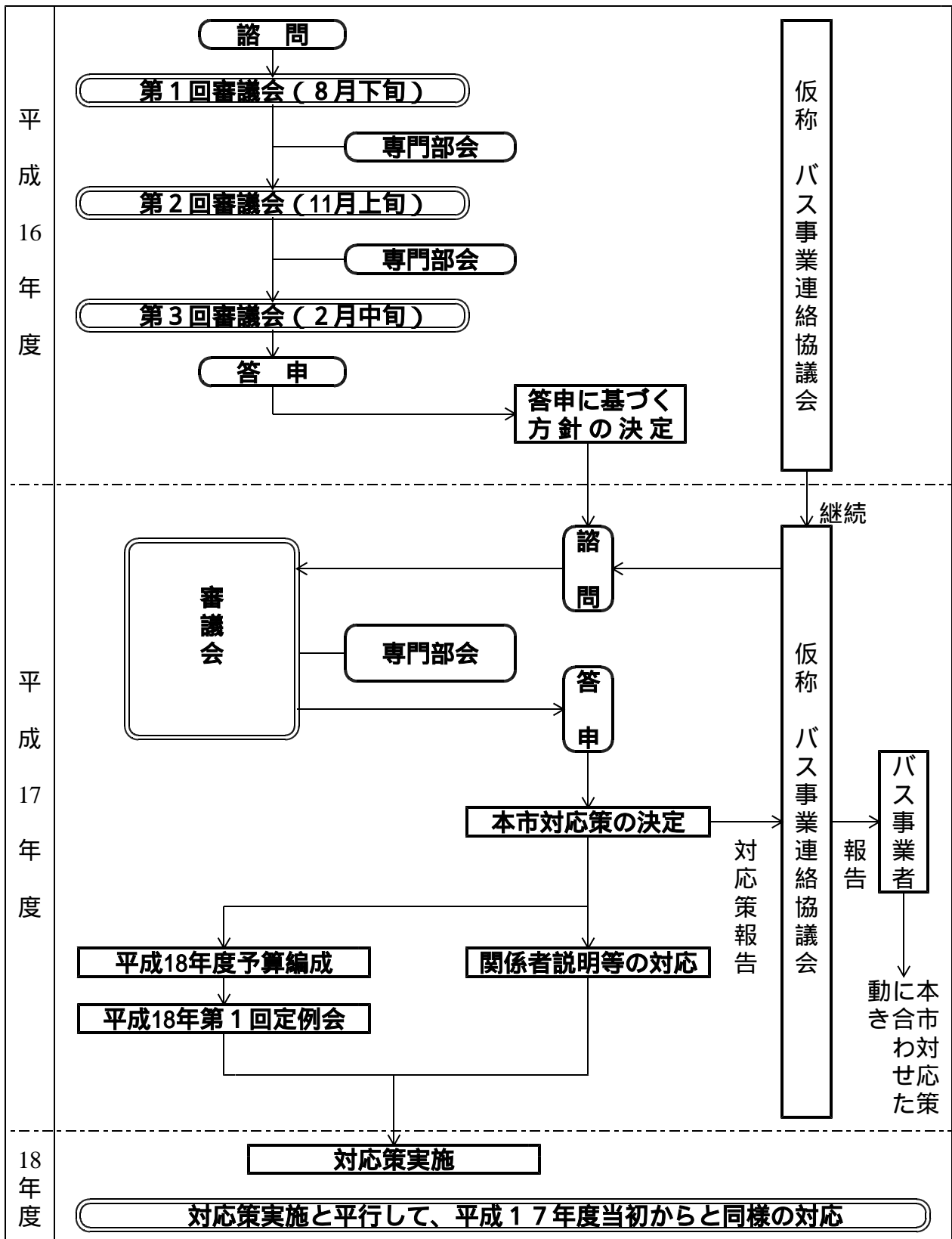
1．審議会の体制について（案）	．．．．．	1
2．審議会開催スケジュール及び審議内容について（案）	．．．．．	2
（参考資料）		
1．諮問書（写）	．．．．．	4
2．札幌市総合交通対策調査審議会条例	．．．．．	6

平成16年(2004年)8月27日
札幌市企画調整局

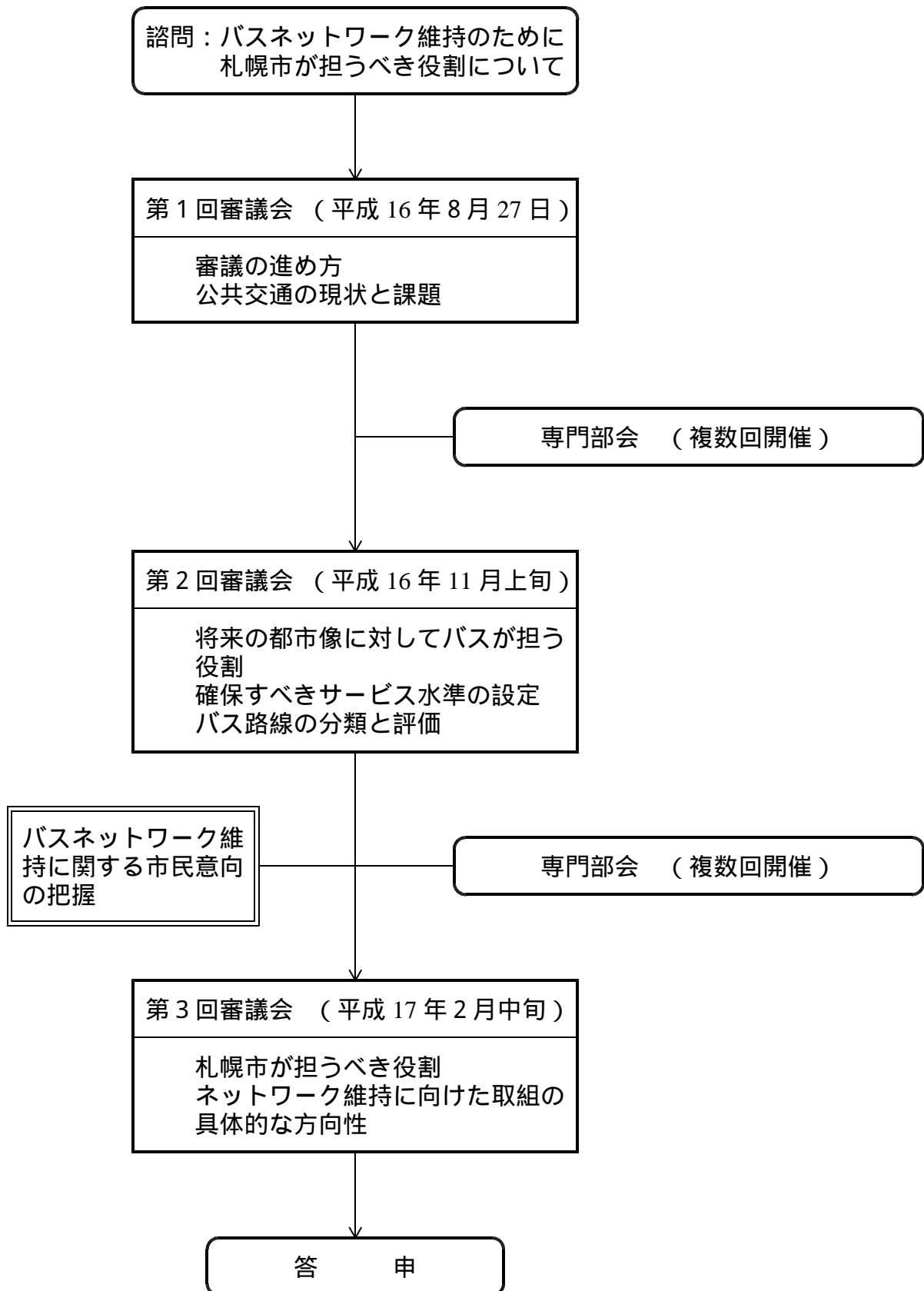
1. 審議会の体制について (第 条は審議会条例の条項を示す。)



2. 審議会開催スケジュール及び審議の流れ(案)



平成16年度の開催スケジュール及び審議内容について



札総交第558号
平成16年(2004年)8月27日

札幌市総合交通対策調査審議会
会長 佐藤 馨一 様

札幌市長 上田 文雄

諮 問

札幌市総合交通対策調査審議会条例に基づき、本市の交通政策の重要事項である「公共交通を軸とした交通体系の確立」について、次のことを諮問します。

記

バスネットワーク維持のために札幌市が担うべき役割について

(諮問理由)

札幌市においては、人口や経済活動の集積を背景として、市街地の拡大が急速に進みました。

本市では、このような都市の急成長に対応し、特に都心方向に集中する移動を円滑に処理するため、JR及び地下鉄から成る大量輸送系交通機関を基軸として、市内を網羅するバスネットワークがこれらの各駅に接続する体系を構築してきました。

今後は、少子高齢社会への対応や環境負荷の低減に向け、交通体系の質的な充実を図り、公共交通を軸とした交通体系を確立していく必要があります。

しかし近年、公共交通の利用が全体的に伸び悩んでおり、中でもバス交通は、自家用車や自転車などとの競合などもあり、利用者が減少し続ける状況となっております。

このような中で、経営改善の見込みが立たなくなった札幌市営バスは、営業所単位による段階的な民営事業者への路線移行を経て、平成 16 年 3 月をもって廃止に至ったところ です。

結果として、市内のバス路線は全て民営バス事業者が担うこととなりましたが、これら事業者の努力をもってしても取り巻く状況は厳しく、バスネットワークの維持に強い懸念が生じているところです。

公共交通体系の重要な要素であるバスネットワークを取り巻く、このような厳しい状況に対して、ネットワーク維持のために本市がどのような役割を担うべきか、具体的な手法も含めて、当審議会のご意見を賜りたく諮問する次第であります。

札幌市総合交通対策調査審議会条例

昭和54年3月2日
条例第3号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、本市における将来の交通体系の基本計画その他の都市交通の円滑化の促進に関する総合的施策について調査審議するため、札幌市総合交通対策調査審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員30人以内をもつて組織する。

2 委員は、学識経験者、交通運輸事業関係者、関係行政機関の職員その他市民のうちから、市長が委嘱する。

3 特別な事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、特別な事項に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会議の議長となり、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会長、副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、必要のつど会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(専門部会)

第6条 審議会には、専門的事項を調査審議するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に所属する委員は、会長が指名する。

3 専門部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により選出する。

(参与)

第7条 審議会に参与を置くことができる。

2 参与は、市長が委嘱する。

3 参与は、審議会の要請に応じ、助言を行うものとする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画調整局において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか審議会の運営について必要な事項は、会長が、審議会に諮つて定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 札幌市特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第27号)の一部改正〔省略〕

附 則(平成11年条例第39号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2~4 省略